

来客用駐車場運営規則

この規則は、朝日プラザシティサザンコーストA棟管理規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、朝日プラザシティサザンコーストA棟内の来客用駐車場の管理又は使用に関し、必要な事項を定めることとする。

（駐車禁止）

第1条 マンション敷地内は全面駐車禁止とする。ただし、契約駐車場及び来客用駐車場への駐車、緊急車輛や引越車輛等、管理事務室にて許可した車の駐車は除く。

（荷物の搬入出）

第2条 当マンションの入居者が、荷物の搬入出等で停車する事については許可する。その場合の停車場所は、管理事務室より指示する。

（対象駐車場）

第3条 来客用駐車場はNo.1～No.12及び区画番号No.97～No.100の16台とする。

（利用者の資格）

第4条 来客用駐車場の利用対象者は、当マンションへの来訪者のみとし、緊急の場合を除いては各区分所有者及び占有者の利用はなさないものとする。

（使用の申し出）

第5条 来客用駐車場を利用するものは事前に管理事務室に申し出、許可を得ること。
（管理事務室にて、来客用駐車場利用台帳に訪問先、来訪者氏名及び車両番号、出庫予定時間を記入しますので、駐車許可証を受け取った上で、指定の番号に駐車する。）

2 来客駐車場を利用するもので20分以内の短時間申告については、駐車許可証がなくても一時停車が出来るものとする。

（駐車許可証の掲示）

第6条 駐車許可証を車の外から見える場所においた上で駐車する。

（駐車許可証の返却）

第7条 出庫の際は、駐車許可証を管理事務室に返却する。（一時的に出庫する際も、その都度返却する。）

（紛争の処理）

第8条 当規則運営上において、問題が発生した場合はその都度理事会にて審議する。

(入場制限)

第9条 来客用駐車場が満車の場合は、入場を制限する。

(規則外事項)

第10条 この規則に定めのない事項については、規約又は使用細則その他細則、規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第11条 この規則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この規則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(規則原本)

第12条 この規則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した規則を1通作成し、これを規則原本とする。なお、この規則原本は、この規則の設定が議決された総会の議事録をもってこれに代えることができる。

2 規則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、規則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本規則は、2007年 9月23日より効力を発する。